東急電鉄株式会社

定款

東急電鉄株式会社

定 款

2022年6月29日改正

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、東急電鉄株式会社と称し、英語ではTOKYU RAILWAYS と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 鉄道事業
- 2. 軌道業
- 3. 住宅地の経営、土地家屋の売買および賃貸業
- 4. 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売
- 5. 旅行業
- 6. 土木建築工事の設計施工請負
- 7. 損害保険代理業
- 8. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4株とする。

第7条(株券の不発行)

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

第9条(株式の割当てを受ける権利等の決定)

当会社は、当会社の発行する株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日は、取締役会の決議によって定める。

第10条(株式の取扱いに関する事項)

当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定めるところによる。

第3章 株主総会

第11条(招集)

定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随 時招集する。

第12条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 (議長)

株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長に事故あるときは他の取締役が これに代わり、取締役の全員に事故あるときは出席株主中より選任する。

第14条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。会社法第 309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上を もって行う。

第15条 (議決権の代理行使)

株主は代理人によって、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに 当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第16条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第17条 (取締役の選任)

取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、 累積投票によらないものとする。

第18条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第19条(取締役会の招集)

取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第20条 (取締役会の書面等による決議)

当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第21条(役付取締役)

当会社には、取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名その他の 役付取締役若干名を置くことができる。

第22条(代表取締役)

代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。取締役社長は代表取締役でなければならない。

第23条(取締役会に関する事項)

取締役会に関する事項は別に定める。

第24条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第25条(監査役の員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第26条(監査役の選任)

監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

第27条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第28条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第29条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第30条(会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第31条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査役(監査役が2人以上ある場合に あってはその過半数)の同意を得て定める。

第7章 計 算

第32条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第34条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第35条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社に帰属する。

第8章 付 則

第36条 (最初の事業年度)

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2020年3月31日までとする。